

開栓手数料免除基準

平成 29 年 5 月 1 日制定

令和 5 年 10 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この基準は、伊那市水道事業給水条例（平成 18 年伊那市条例第 204 号）第 32 条第 5 号及び第 35 条第 4 号の規定に基づく開栓手数料の免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(免除対象者)

第 2 条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するものに対して、開栓手数料を免除することができる。

- (1) 災害等の理由により納付が困難なもの
- (2) アパート、貸家等の所有者又は管理者が清掃又は修繕等の事由により 15 日以内において使用する場で、その旨を事前に届け出たもの
- (3) 伊那市役所の各課で使用するもの（外郭団体は除く）
- (4) その他管理者が必要と認めたもの